

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

2026年7月1日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

2026年7月1日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
東京都品川区東五反田五丁目10番18号
代表取締役 川井 潤

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下、「当社」といいます。）は、2026年4月14日付でSFPホールディングス株式会社（以下、「SFPHD社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SFPHD社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求(会社法第784条の2)

SFPHD社に対し、本合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

SFPHD社は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2026年5月27日付で株主に対して電子公告により公告を行いました。が、会社法第785条第1項の規定による株式買取請求権を期限までに行使した株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求(会社法第787条)

SFPHD社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議(会社法第789条)

SFPHD社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに定款第5条の規定に基づき、2026年5月27日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定による異議を期限までに述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 株主の差止請求(会社法第 796 条の 2)

当社は、会社法第796条第2項の規定により、本合併について同第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行ったため、同第796条の2の規定に基づく差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求(会社法第 797 条)

当社は、会社法第797条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2026年5月27日付で株主に対して電子公告により公告を行いました。なお、当社は、会社法第796条第2項の規定により、本合併について同第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行ったため、同第797条第1項に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議(会社法第 799 条)

当社は、会社法第799条第2項及び第3項並びに定款第5条の規定に基づき、2026年5月27日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を期限までに述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である2026年7月1日をもって、S F P H D社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本合併における当社及びS F P H D社の登記申請は、効力発生日である2026年7月1日から2週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

S F P H D社の普通株式は、2026年6月29日付で、株式会社東京証券取引所において上場廃止となりました。

以 上

<別紙>

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 5 月 7 日

S F P ホールディングス株式会社

2026 年 5 月 7 日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都世田谷区玉川二丁目 24 番 7 号萩原第二ビル 8 階

S F P ホールディングス株式会社

代表取締役社長 佐藤 誠

当社は、2026 年 4 月 14 日開催の取締役会において、2026 年 7 月 1 日（予定）を効力発生日として、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下、「C R H 社」という。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を実施することを決議し、両社間で合併契約（以下、「本合併契約」という。）を締結いたしました。

本合併に関する会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。以下同じ。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含む。以下同じ。）第 182 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項柱書及び同項第 1 号）

① 本合併に係る割当ての内容

	C R H 社 (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	3.2

（注 1）本合併に係る割当比率（以下、「本合併比率」という。）

C R H 社は、当社株式 1 株に対して、C R H 社株式 3.2 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義する。）において C R H 社が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式については、本合併による株式の割当ては行いません。また、上記表に記載の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議した上で、合意により変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するC R H社株式の株式数：普通株式 29,976,438 株
(予定)

C R H社は、本合併に際して、本合併の効力発生の直前時（以下、「基準時」という。）における当社の株主の皆様（ただし、C R H社及び当社を除く。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本合併比率に基づいて算出した数のC R H社株式を割当交付する予定です。本合併によりC R H社が交付する株式は、全て新たにC R H社株式を発行することを想定しております。

上記の交付株式数は、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、C R H社の単元未満株（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、本合併の効力発生日以降、C R H社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、C R H社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及びC R H社の定款の規定に基づき、C R H社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をC R H社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、C R H社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをC R H社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端株の取扱い

本合併に伴い、1 株に満たない端数のC R H社株式を保有することとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のC R H社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

CRH社及び当社は、本合併比率その他本合併の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、CRH社は、両社から独立した株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス・コンサルティング」という。）を、当社は、両社から独立したJapan Blue M&Aアドバイザー株式会社（以下、「JBMA」という。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、CRH社は、両社から独立した岩田合同法律事務所を、当社は、両社から独立したTMI総合法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本合併に用いられる合併比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、合併比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、CRH社においては、下記「(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第182条第3項第3号）」の「①公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから2026年4月13日付で取得した合併比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言及びCRH社が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本合併比率は妥当であり、CRH社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第182条第3項第3号）」の「①公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるJBMAから2026年4月13日付で取得した合併比率に関する算定書（以下、「本合併比率算定書（JBMA）」という。）、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社がCRH社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びにCRH社、当社及び本合併との間で利害関係を有しない独立した委員によって構成される本特別委員会からの指示、助言及び2026年4月13日付で受領した答申書（以下、「本答申書」という。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本合併比率は妥当であり、当社の一般株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、各社の第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を

総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、また、当社については本特別委員会から提出された答申書の内容も踏まえ、最終的に本合併比率は妥当であり、C R H社及び当社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至り、本合併比率により本合併を行うことを合意いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

イ 算定に関する事項

i 算定機関の名称及び両社との関係

C R H社の第三者算定機関であるプルートス・コンサルティング及び当社の第三者算定機関であるJ BMAはいずれも、両社から独立した第三者算定機関であり、当社及びC R H社の関連当事者には該当せず、当社及びC R H社との間で重要な利害関係を有しません。なお、本合併に係るプルートス・コンサルティングに対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であります。

J BMAのグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」という。）は、C R H社及び当社に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、本合併に関してC R H社及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。J BMAによれば、J BMAは、みずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反回避のための体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で合併比率の算定を行っているとのこと。当社は、J BMAとみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、当社とJ BMAは一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため本合併におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての職務を行うにあたり十分な独立性が確保されていることから、当社がJ BMAに対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し特段の問題はないと判断しております。

なお、本合併に係るJ BMAに対する報酬には、本合併の契約締結等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社とJ BMAの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本合併が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本合併の契約締結を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

ii 算定の概要

(i) プルートス・コンサルティングによる算定

プルートス・コンサルティングは、C R H社については、C R H社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」という。）を採用しました。

各評価方法によるCRH社株式1株あたりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定結果
CRH社	当社	
市場株価法	市場株価法	2.84～3.19
	類似会社比較法	1.15～2.19
	DCF法	1.87～3.60

市場株価法においては、プルート・コンサルティングは算定基準日を本合併契約締結日の前営業日である2026年4月13日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値及び当該算定基準日から遡る過去1か月間、3か月間、6か月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価の収益性等を示す財務指標との比較を通じて算定しております。

DCF法では、当社が作成した2027年2月期から2030年2月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、2027年2月期以降に見込まれる将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、プルート・コンサルティングがDCF法の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社は、2028年2月期において、販売価格の改定等に伴う原価率の改善により、営業利益及び経常利益が前期比で30%以上の増益及びフリー・キャッシュ・フローの増加になることを見込んでおります。また、本合併により実現することが期待できるシナジー効果を現時点で見積もることが困難であることから、当該財務予測は当該シナジーを織り込んでいない当社単独の計画を前提として作成しております。

プルート・コンサルティングは、合併比率の算定に関して当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、プルート・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性または完全性に関して独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

プルータス・コンサルティングは、当社並びにそれらの関係会社の全ての資産または負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングは、提供された当社の財務予測に関する情報が、経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。プルータス・コンサルティングの算定は市場株価法については 2026 年 4 月 13 日、その他については 2026 年 3 月 31 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(ii) J BMA による算定

J BMA は、C R H 社については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を採用して算定を行いました。

また、当社については、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F 法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

各評価方法による C R H 社株式 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定結果
C R H 社	当社	
市場株価基準法	市場株価基準法	2.82～3.24
	D C F 法	2.62～3.56

なお、市場株価基準法については、2026 年 4 月 13 日を算定基準日として、算定基準日の終値及び算定基準日までの 1 か月、3 か月及び 6 か月の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

D C F 法では、当社が作成した 2027 年 2 月期から 2030 年 2 月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、2027 年 2 月期以降に見込まれる将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、5.03%～6.03%を使用しております。また、継続価値の算定については、永久成長法を採用し、永久成長率は 0.25%～0.75%を使用しております。なお、J BMA が D C F 法で算定の前提とした当社の財務予測は以下のとおりであり、当該財務予測においては、大幅な増減益を見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、当社は、販売価格の改定等に伴う原価率の改善により、2028 年 2 月期において、営業利益、経常利益及びフリー・キャッシュ・

フローが前期比で 30%以上増加すること、並びに 2029 年 2 月期において、フリー・キャッシュ・フローが前期比で 30%以上増加することを見込んでおります。

(単位：百万円)	2027年 2 月期	2028年 2 月期	2029年 2 月期	2030年 2 月期
売上高	33,385	35,882	38,399	40,937
営業利益	2,100	2,872	3,526	4,211
E B I T D A	2,935	3,771	4,489	5,235
フリー・キャッシュ・フロー	961	1,420	1,964	2,470

J B M A は、上記合併比率の算定に際して、公開情報及び J B M A に提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、J B M A は両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。J B M A は、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。J B M A は、当社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J B M A の合併比率の算定は、2026 年 4 月 13 日までに J B M A が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、J B M A の算定は、当社の取締役会が合併比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項、会社法第 749 条第 1 項第 2 号イ）

本合併に際して増加すべき C R H 社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条または第 36 条に定めるところに従って、C R H 社が決定いたします。かかる取扱い、C R H 社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであり、相当であると判断しております。

(3) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 182 条第 3 項第 2 号）

当社及び C R H 社は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として存続会社となる C R H 社の普通株式を選択いたしました。当社及び C R H 社は、C R H 社の普通株式

が東京証券取引所において取引されており、本合併によるシナジー効果を享受することが可能であることを考慮して、C R H社の普通株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第182条第3項第3号）

① 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

C R H社及び当社は、C R H社が既に当社株式13,435,500株（2026年2月28日現在の発行済株式数（22,813,689株）から当社の自己株式数（10,552株）を控除した株式数（22,803,137株）に占める割合にて58.92%）を保有しており、当社がC R H社の子会社に該当することから、本合併に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）を実施しております。

ア 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本合併に用いられる合併比率に関する意思決定にあたって公正性を期すため、C R H社は、両社から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングを選定し、2026年4月13日付で合併比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるJ BMAを選定し、2026年4月13日付で本合併比率算定書（J BMA）を取得いたしました。

各算定書の概要は、上記「(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3項柱書及び同項第1号）」の「②本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「イ 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から、合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ 両社における独立した法律事務所からの助言

C R H社は、本合併のリーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選任し、本合併の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、岩田合同法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本合併のリーガル・アドバイザーとして、T M I 総合法律事務所を選任し、本合併の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、T M I 総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

ウ 両社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

C R H社は、本合併に関するファイナンシャル・アドバイザーとして、プルータス・コンサルティングを選任し、本合併に係る財務的見地からの助言を受けております。なお、プルータス・コンサルティングは、両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

当社は、本合併に関するファイナンシャル・アドバイザーとして、J B M Aを選任し、本合併に係る財務的見地からの助言を受けております。なお、J B M Aは、両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

エ 当社における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得

i 諮問等の経緯

当社は、2025年12月9日、C R H社から本提案を受け、C R H社が当社の親会社であり、本合併が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、本合併に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、2026年1月22日開催の当社取締役会決議により、当社の独立役員である社外取締役の長南伸明氏（公認会計士 公認会計士長南伸明事務所）、高見由香里氏及び柿田徳宏氏（弁護士 けやき総合法律事務所）の3名により構成される特別委員会を本合併に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に対し、(a) 本合併の是非（本合併が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本合併の取引条件の公正性（合併比率の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、(c) 本合併の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本合併が一般株主にとって公正であるか否か（以下総称して、「本諮問事項」という。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。上記決議にあたっては、利益相反を回避する観点から、当社の取締役7名のうちC R H社の取締役を兼任している石井祐輔氏を除く当社の全ての取締役（6名）の全員一致により上記決議を行っております。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれも当社の社外取締役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役の報酬に含まれるものとされており、本合併の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

併せて、当社は、本特別委員会に対して、(i) 本合併に関与する当社の役職員または本合併に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、調査（各提案に係る当社の役員若しくは従業員または各提案に係る当

社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明または助言を求めることを含む。)を行う権限、(ii) (a) 特別委員会としての提案その他の意見または質問をCRH社に伝達すること、並びに(b) 特別委員会自らCRH社(各提案に関与するその役職員及び各提案に係る各CRH社のアドバイザーを含む。)と協議・交渉する機会の設定を要望することができる。また、特別委員会が当該(b)の機会の設定を要望しない場合であっても、当社は、CRH社と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに特別委員会に報告し、特別委員会は、当該内容を踏まえ、CRH社との協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行う権限、及び(iii) 本特別委員会が必要と判断した場合には、当社の費用負担のもと、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任し、本特別委員会に対する助言を求めることができる権限を付与することを決議しております。これを受けて、2026年1月22日に開催された第1回の本特別委員会において、当社が選任するアドバイザーについて、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJBMAをそれぞれ選任することを承認いたしました。

ii 検討の経緯

本特別委員会は、2026年1月22日から2026年4月13日までに、合計10回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本合併により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本合併の条件の検討の際に基礎とされる事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、CRH社から、本合併を提案するに至った検討過程、本合併の目的及びストラクチャー、本合併によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本合併後に予定している経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。当該質疑応答において、CRH社から、当社の従業員について、現時点においては本合併の実施に伴う人員削減や待遇等の不利益変更、希望退職の募集等を実施する予定はない旨の回答を受けております。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJBMAから、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本合併の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。

そして、本特別委員会は、JBMAから、CRH社の提案内容や協議・交渉の状況等

につき適時に報告を受け、T M I 総合法律事務所及び J B M A から聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べた上で、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行う等しております。

iii 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、T M I 総合法律事務所から受けた法的見地からの助言、J B M A から受けた財務的見地からの助言、2026 年 4 月 13 日付で提出を受けた本合併比率算定書 (J B M A) の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026 年 4 月 13 日付で、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、i . 本合併は当社企業価値の向上に資するものである旨、ii . 本合併の取引条件は公正である旨、iii . 本合併の手続は公正である旨、iv . 上記 i 乃至 iii を踏まえ、当社の取締役会が本合併の実施を決定することは、当社の一般株主にとって公正である旨が記載された本答申書を提出しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項 (会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号、第 4 項)

(1) 吸収合併存続会社の定款の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項

① 合併対価を取引する市場

C R H 社の株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

C R H 社の株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

本合併に伴い、C R H 社の単元未満株式 (100 株未満の株式) を所有することとなる株主の皆様におかれましては、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。C R H 社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度 (会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、C R H 社の単元未満株式を保有する株主が、同社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。) をご利用いただくことができます。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項

C R H社の株式について、本合併契約の締結を公表した日（2026 年 4 月 14 日）の前営業日（2026 年 4 月 13 日）を基準として、基準日の終値、基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値は、順に 2,439 円、2,311 円、2,246 円、2,155 円です。

なお、日本取引所グループがホームページ（<https://www.jpx.co.jp/>）において開示する株価情報及びチャート表示等により、C R H社の株式の市場価格及び推移等がご覧いただけます。

(4) 吸収合併存続会社の過去 5 年間にその末日が到来する各事業年度に係る貸借対照表の内容

C R H社は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しております。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号、第 5 項）

当社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社についての事項

① 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 のとおりです。

② 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項

① 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関

する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

当社の 2026 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産の額は 13,512 百万円、負債の額は 4,330 百万円、純資産の額は 9,181 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、また、本合併の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

また、C R H社の 2026 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産の額は 65,570 百万円、負債の額は 30,427 百万円、純資産の額は 35,143 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、また、本合併の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。したがって、本合併後におけるエーアイの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びにC R H社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社が負担する債務については、本合併の効力発生日以降も、吸収合併存続会社であるC R H社による履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

【別紙 1】

吸収合併契約書



吸収合併契約書

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス（以下「甲」という。）及び SFP ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 4 月 14 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収合併の方法及び当事会社）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方法により合併する（以下「本吸収合併」という。）。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるところである。
 - (1) 甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
住所：東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号
 - (2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号：SFP ホールディングス株式会社
住所：東京都世田谷区玉川二丁目 24 番 7 号

第 2 条（合併対価の交付及び割当て）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力発生の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数（会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求に係る株式の数を除く。）に 3.2 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、乙の普通株式に代わる対価として、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 3.2 株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第 3 条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 35 条又は第 36 条に定めるところに従って、甲が定める。

第 4 条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 7 月 1 日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、

甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会における本契約の承認決議を経ることなく、本吸収合併を行う。
2. 乙は、2026年5月21日開催予定の定時株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本契約に必要な事項に関する決議を求める。但し、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、当該株主総会の開催日等を変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日において、2026年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した乙の一切の資産、負債及び権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当（但し、直近事業年度末の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、甲については甲株式1株あたり2.25円、乙については乙株式1株あたり14円を上限として実行する期末配当を除く。）並びに株主優待制度の内容変更及び廃止（但し、乙については、本吸収合併の効力が発生した場合における乙の株主優待制度の廃止を除く。）を行わない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じ若しくは明らかとなった場合、又は、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、(i) 乙の株主総会において本契約の承認が得ら

れなかった場合、又は、（ii）効力発生日までに、法令等に基づき本吸収合併に必要とされる関係官庁等の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関して必要な事項のある場合には、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを決定する。

《以下本頁余白》

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、各 1 通ずつ保有する。

2026 年 4 月 14 日

甲：東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役 川井 潤



2026 年 4 月 14 日

乙：東京都世田谷区玉川二丁目 24 番 7 号

SFP ホールディングス株式会社

代表取締役 佐藤 誠



【別紙 2】

吸収合併存続会社の定款の内容

定 款

株式会社 クリエイト・レストランツ・ホールディングス

改定 2025年9月1日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスと称し、英文では create restaurants holdings inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 食料品（米穀類、塩、酒類を含む）、日用品、衣料品等の企画、製造、販売（通信販売を含む）及び輸出入
3. フランチャイズチェーンシステムによる店舗経営、加盟店募集及び加盟店指導
4. 各種催事の企画立案及び運営
5. 建築、土木工事の設計、施工及び請負
6. 不動産（駐車場、貸店舗を含む）の賃貸及び管理
7. 店舗用設備、什器備品等の販売及び賃貸
8. 商標権等の無体財産権の保有、管理及び運用
9. シェアードサービスの提供
10. 購買、物流の企画及びサービスの提供
11. マーケティングの企画及びサービスの提供
12. ソフトウェアの企画、開発、販売及び保守点検
13. 人材派遣業及び有料職業紹介業
14. 前各号にかかる経営技術指導、コンサルティング及び受託
15. 前各号に掲げる事業を営む国内外の会社その他の法人等の株式または持分を保有することによる、当該法人等の事業活動支配、管理または支援（当該法人等の経営管理及び事業運営に関する業務の一部の受託を含む）
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、76,320 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決

議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同上第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員会に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
3 前 2 項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 19 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

【別紙 3】

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続する中、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外における政治経済情勢の不透明感や地政学リスクの長期化に加え、国内におきましてもインフレに伴う実質賃金の伸び悩みや、消費マインドの変化が支出動向に影響を及ぼすなど、先行きは依然として予断を許さない状況が続いております。

外食産業におきましては、訪日外国人旅行者の増加に伴うインバウンド需要が引き続き力強く推移いたしました。しかしながら、物価上昇による「メリハリ消費」の定着など、消費者が支出選択を厳格化させる動きが顕著となり、業界全体の来店客数は伸び悩む傾向にあります。特にアルコール主体の業態において客数回復の遅れが見られるなど、厳しい経営環境が継続しております。併せて、原材料価格の高騰や深刻な人手不足に伴う人件費の上昇など、外食産業を取り巻くコスト環境は構造的に高い水準で推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、中期経営計画（2025年4月14日開示）に掲げた成長の3本柱である「本質的価値の進化」「シナジーのあるM&A」「海外事業の拡大」に基づき、「事業ポートフォリオの拡充」と「次なる成長に向けた先行投資」を並行して推進いたしました。当連結会計年度におきましては、主に以下の取り組みを実行いたしました。

・ 本質的価値の進化及び成長領域の拡大

既存店舗での来客数アップを目指し、コアブランドを中心とした「価値向上施策」と「店舗改装」を積極的に実行いたしました。また、消費の二極化に対応すべく、高付加価値ブランドである「紀の善」の復活開業や、専門性の高い新業態（ベーグル、麻辣湯、牛かつ等）の開発、「日常」「定番」ニーズを捉えた機動的な業態変更を推進いたしました。投資効率の高いコントラクト（受託運営）事業におきましては、「J A全農との連携等により当期累計で23店舗の受託を開始し、安定的な収益基盤の拡充に注力いたしました。

・ シナジーのあるM&Aの推進とグループ内組織再編

「日常」「定番」業態の強化に向け、「狼煙（のろし）」や「Tecona Bagel」をグループに迎え入れたほか、関西エリアのドミナント強化を目的に株式会社ロンの全株式取得を決定いたしました。また、ラーメン事業3社を合併し「株式会社クリエイト・ヌードルズ」を設立するなど、グループ連邦経営の深化によるナレッジ共有と運営効率の向上を図っております。

・ 海外事業の拡大

北米の「Wildflower」におけるPMIを推進したほか、アジア圏ではインドネシアでのフランチャイズ展開に向けた基本合意を締結するなど、成長ポテンシャルの高い地域への布石を打っております。なお、苦戦が続いている北米の「Il Fornaio」においては、経営体制の刷新等、抜本的な事業再構築に着手いたしました。

・成長を支える基盤の整備

物流センターの統合や店舗設計施工管理子会社の設立によるコスト抑制、DX・AIの積極活用による店舗生産性の向上に取り組んでまいりました。また、持続的な成長の源泉である人財への投資として、2年連続となる社員昇給ファンド5%増を実施するなど、人的資本経営を強化いたしました。

以上の結果、売上収益については、既存店が概ね堅調に推移（既存店売上高前年比101.8%）したことに加え、新業態開発や新規にグループインしたブランドの寄与により、前連結会計年度を上回り、過去最高を更新いたしました。一方、営業利益につきましては、CRカテゴリー及び専門ブランドカテゴリーが好調に推移したものの、SFPカテゴリーにおいて、既存店客数の減少に加え、原材料価格高騰に伴う原価率の上昇により、大幅な減益となり、連結全体では前連結会計年度を下回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益165,449百万円（前年比5.8%増）、営業利益7,944百万円（同6.6%減）、税引前当期利益7,861百万円（同2.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益4,677百万円（同16.3%減）、調整後EBITDAは26,271百万円、調整後EBITDAマージンは15.9%となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上収益	156,354	165,449	9,095	5.8
営業利益	8,504	7,944	△559	△6.6
税引前当期利益	7,659	7,861	201	2.6
当期利益	6,228	5,218	△1,010	△16.2
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,590	4,677	△913	△16.3
調整後EBITDA	26,124	26,271	146	0.6
調整後EBITDAマージン (%)	16.7	15.9	△0.8	—
調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率） (%)	42.9	46.2	3.3	—

（注）当社グループの業績の有用な指標として、調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン及び調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）を用いております。

調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン及び調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）の算出方法は以下のとおりです。

- ・調整後EBITDA = 営業利益 + その他の営業費用 - その他の営業収益（協賛金収入を除く） + 減価償却費 + 非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザー費用等）
- ・調整後EBITDAマージン = 調整後EBITDA ÷ 売上収益 × 100
- ・調整後親会社所有者帰属持分比率（調整後自己資本比率）：親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）からIFRS第16号の影響を除外した比率

当社グループは飲食事業の単一セグメントのため、セグメントごとの経営成績に関する記載を省略しております。なお、主要カテゴリーの状況、当連結会計年度の出退店、総店舗数及び運営会社は以下のとおりです。

(単位：百万円/店舗)

C R カテゴリー						S F P カテゴリー					
売上収益	出店	退店	M&A	業態変更	総店舗数	売上収益	出店	退店	M&A	業態変更	総店舗数
58,466	33	28	0	16	523	31,119	12	5	0	1	210
株式会社クリエイト・レストランツ及び株式会社クリエイト・ダイニングが、日本全国の商業施設を中心に多様なブランドでレストラン及びフードコートを運営するほか、ゴルフ場内レストラン等（コントラクト）の受託運営を行っております。						S F P ホールディングス株式会社、S F P ダイニング株式会社、株式会社ジョー・スマイル及び株式会社クルークダイニングが、繁華街を中心に居酒屋を運営しております。					
専門ブランドカテゴリー						海外カテゴリー					
売上収益	出店	退店	M&A	業態変更	総店舗数	売上収益	出店	退店	M&A	業態変更	総店舗数
50,214	10	7	7	2	335	26,039	1	14	0	0	57
株式会社グルメプランズカンパニー、株式会社K R フードサービス、株式会社遊鶴、株式会社いっちょ、株式会社サンジェルマン、株式会社レフボン、株式会社クリエイト・ヌードルズ及び株式会社Tecona Bagelが運営する各店舗で構成されております。						シンガポールのcreate restaurants asia Pte. Ltd.、香港の香港創造餐飲管理有限公司、米国のIl Fornaio (America) LLC及びCreate Restaurants DE LLC (Wildflower) が運営する店舗等、海外展開店舗で構成されております。					

(注) 上表の「M&A」はM&Aにより増加した店舗数を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は4,912百万円（差入保証金を含む）で、その主なものは店舗設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、次のとおり資金調達いたしました。

・長期借入金として3,200百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社である株式会社一幻フードカンパニー、株式会社YUNARI及び株式会社狼煙は、2025年12月1日付で、株式会社一幻フードカンパニーを存続会社、株式会社YUNARI及び株式会社狼煙を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年5月1日付で、株式会社狼煙の発行済株式の全部を取得し、当社の連結子会社といたしました。

当社の連結子会社である株式会社グルメブランドカンパニーは、2026年2月1日付で、株式会社Tecona Bagelの発行済株式の全部を取得し、当社の連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2023年 2 月期)	第 27 期 (2024年 2 月期)	第 28 期 (2025年 2 月期)	第 29 期 (2026年 2 月期) (当連結会計年度)
売 上 収 益 (百万円)	118,240	145,759	156,354	165,449
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,385	5,041	5,590	4,677
基本的 1 株当たり当期利益	8円05銭	11円99銭	13円29銭	11円11銭
資 産 合 計 (百万円)	133,555	130,816	137,168	139,669
資 本 合 計 (百万円)	34,443	39,371	43,989	47,888
1 株当たり親会社所有者帰属持分	70円42銭	85円51銭	95円44銭	104円00銭

- (注) 1. 当社グループは国際会計基準（IFRS会計基準）を適用しております。
2. 基本的 1 株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第26期の数値は、過年度の誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。
4. 2025年9月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が各連結会計年度の期首に行われたと仮定し、基本的 1 株当たり当期利益及び 1 株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済及び外食産業を取り巻く環境につきましては、インバウンド需要の継続的な拡大が期待される一方、インフレの定着によるコスト環境の構造的変化に加え、物価上昇に伴う実質賃金の動向が消費マインドに与える影響など、依然として予断を許さない状況が続くものと予想されます。特に、需要回復局面が一巡したことで、今後は「付加価値の高い食体験」を提供し、「真に選ばれるブランド」としての実力が問われる淘汰の時代へ移行していくものと認識しております。

このような環境下、当社グループは、2027年 2 月期を「中期経営計画の成長軌道への回帰フェーズ」と位置付け、グループ連邦経営の更なる深化を図るとともに、持続的な企業価値向上に向けた新たな経営体制への移行を行います。具体的には、役員の管掌変更に加え、デジタル・マーケティングの加速と AI・DX 活用を牽引する CDO（最高デジタル責任者）をはじめとした各役員の CxO 任命並びに各事業会社のトップ交代を実施し、経営スピードの向上と組織の若返りを図ってまいります。

この新体制のもと、「既存店の来客数アップ」を最優先課題とし、コアブランドを中心とした積極的な店舗改装、ブランド公式アプリによる CRM（顧客関係管理）の強化、データサイエンスを活用したデジタル・マーケティングの精緻化により、リピーター獲得と機会損失の最小化に注力いたします。また、成長戦略として、路面店や地方都市といった商圈の強化、専門性の高い新業態の展開、国内外における機動的な M&A、さらにはアジア圏でのフランチャイズ展開や欧州市場への進出を強力に推進してまいります。

経営基盤の強化におきましては、AI による需要予測に基づく発注自動化の実装や、生成 AI の全社的な活用による業務プロセスの抜本的見直しを推進し、生産性の向上を図ります。また、「人財こそ最大の財産」との方針のもと、3 年連続となる昇給ファンด์ 5 % 増の実施や多様な人財の活躍推進を通じ、店舗運営力の源泉である「人」への投資を継続し、強固な組織基盤を構築いたします。さらに、サステナビリティ経営を加速させ、物流網の再編による効率化と環境負荷低減を両立し、持続可能な成長モデルを実現してまいります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2026年2月28日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社クリエイト・レストランツ	9百万円	100.00%	飲食事業
S F Pホールディングス株式会社	49百万円	58.94%	統括事業
S F Pダイニング株式会社	9百万円	* 100.00%	飲食事業
株式会社グルメプランズカンパニー	10百万円	100.00%	飲食事業
株式会社K Rフードサービス	7百万円	100.00%	飲食事業
株式会社クリエイト・ダイニング	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社遊鶴	10百万円	100.00%	飲食事業
株式会社ジョー・スマイル	45百万円	* 100.00%	飲食事業
株式会社クルークダイニング	10百万円	* 100.00%	飲食事業
株式会社いっちょう	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社クリエイティブ・サービス	1百万円	* 100.00%	事務処理事業
株式会社CMD	1百万円	* 100.00%	購買企画事業
株式会社サンジェルマン	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社レフボン	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社FastWorks	1百万円	* 100.00%	店舗設計企画事業
株式会社クリエイト・ヌードルズ	9百万円	100.00%	飲食事業
株式会社Tecona Bagel	1百万円	* 100.00%	飲食事業
create restaurants asia Pte. Ltd.	9百万SGP\$	100.00%	飲食事業
香港創造餐飲管理有限公司	20百万HK\$	100.00%	飲食事業
Create Restaurants NY Inc.	1 US\$	100.00%	資産管理事業
Il Fornaio (America) LLC	357US\$	* 100.00%	飲食事業
Create Restaurants DE LLC	20,000US\$	* 100.00%	飲食事業

(注) 1. 上記の議決権比率は子会社が保有する議決権との合計となっております。

2. *印は子会社の保有する議決権を合計した比率となっております。

3. 当社は、2025年5月1日付で、株式会社狼煙の全株式を取得いたしました。

4. 株式会社YUNARI及び株式会社狼煙は、2025年12月1日付で、連結子会社である株式会社一幻フードカンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅しているほか、存続会社である株式会社一幻フードカンパニーは、株式会社クリエイト・ヌードルズへ商号変更しております。

5. 株式会社グルメプランズカンパニーは、2026年2月1日付で、株式会社Tecona Bagelの全株式を取得いたしました。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業所及び店舗 (2026年2月28日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区東五反田五丁目10番18号
-----	---------------------

② 子会社

株式会社クリエイト・レストランツ	本社：東京都品川区 店舗：436店舗
SFPホールディングス株式会社	本社：東京都世田谷区
SFPダイニング株式会社	本社：東京都世田谷区 店舗：184店舗
株式会社グルメブランズカンパニー	本社：東京都品川区 店舗：13店舗
株式会社KRフードサービス	本社：大阪府大阪市 店舗：109店舗
株式会社クリエイト・ダイニング	本社：東京都品川区 店舗：89店舗
株式会社遊鶴	本社：北海道札幌市 店舗：11店舗
株式会社ジョー・スマイル	本社：熊本県熊本市 店舗：13店舗
株式会社クルークダイニング	本社：長野県安曇野市 店舗：13店舗
株式会社いっちょ	本社：群馬県太田市 店舗：54店舗
株式会社クリエイティブ・サービス	本社：神奈川県川崎市
株式会社CMD	本社：神奈川県川崎市
株式会社サンジェルマン	本社：神奈川県横浜市 店舗：53店舗
株式会社レフボン	本社：北海道札幌市 店舗：71店舗
株式会社FastWorks	本社：東京都品川区
株式会社クリエイト・ヌードルズ	本社：東京都品川区 店舗：32店舗
株式会社Tecona Bagel	本社：東京都渋谷区 店舗：2店舗
create restaurants asia Pte. Ltd.	本社：シンガポール共和国 店舗：9店舗
香港創造餐飲管理有限公司	本社：中華人民共和国香港特別行政区 店舗：4店舗

Create Restaurants NY Inc.	本社：米国ニューヨーク州
Il Fornaio (America) LLC	本社：米国カリフォルニア州 店舗：16店舗
Create Restaurants DE LLC	本社：米国アリゾナ州 店舗：16店舗

※店舗欄には、2026年2月28日時点の業務受託店舗数及びFC店舗数を含めた総店舗数を記載しております。

(6) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,468名	295名増

(注) 上表従業員のほか、9,245名の臨時従業員（1人当たり1日8時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127名	2名減	48.5歳	14.2年

(注) 上表従業員のほか、5名の臨時従業員（1人当たり1日8時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,867百万円
株式会社三井住友銀行	5,265百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,325百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,769百万円
農林中央金庫	706百万円
株式会社りそな銀行	683百万円
三井住友信託銀行株式会社	324百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 763,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 424,440,968株 (自己株式1,187,600株を除く)
 (3) 株主数 280,139名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株式会社G&Company	175,052,000株	41.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25,067,200株	5.91%
株式会社ユリッサ	6,000,000株	1.41%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,492,100株	1.29%
岡本 晴彦	3,150,800株	0.74%
川井 潤	2,480,000株	0.58%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,040,800株	0.25%
株式会社 JK Planning	972,000株	0.23%
クリエイト・レストランツグループ従業員持株会	907,600株	0.21%
石井 克二	810,000株	0.19%

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,187,600株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社「従業員向け株式交付信託型ESOP」の所有する当社株式を含めておりません。
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	後藤 仁史	株式会社G&Company代表取締役
代表取締役社長	川井 潤	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、サステナビリティ推進室及び社長室管掌 株式会社JK Planning代表取締役
常務取締役	島村 彰	商品部、マーケティング部、情報システム推進室、DX・AI推進室、店舗開発部及び店舗設計管理部管掌 株式会社クリエイト・レストランツ取締役 株式会社グルメプランズカンパニー取締役 株式会社KRフードサービス取締役 株式会社クリエイト・ダイニング取締役 株式会社いっちょ取締役 株式会社CMD取締役 株式会社FastWorks取締役
常務取締役	大野 仁之	経営企画部、海外事業部及び北米事業投資推進部管掌 Create Restaurants NY Inc. Director (CEO) 香港創造餐飲管理有限公司董事 create restaurants asia Pte. Ltd. Director (CEO) Il Fornaio (America) LLC Manager Create Restaurants DE LLC Executive Manager
取締役	大内 源太	CFO 総理部及びIR部管掌 株式会社KRフードサービス取締役 株式会社クリエイティブ・サービス代表取締役社長
取締役	両角 元勝	グループ事業会社統括部管掌 株式会社クリエイト・ヌードルズ取締役 株式会社Tecona Bagel取締役
取締役	松井 晴美	株式会社食楽 代表取締役
取締役 (監査等委員)	石井 祐輔	SFPホールディングス株式会社取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	松岡 一臣	公認会計士及び税理士 松岡一臣公認会計士・税理士事務所所長 DREAMプライベートリート投資法人監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役 株式会社ホビーストック社外監査役 社会福祉法人多摩同胞会社外理事 アキレス株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社松岡経済経営研究所代表取締役
取締役 (監査等委員)	大塚 美幸	株式会社and代表取締役
取締役 (監査等委員)	片山 典之	シティユーワ法律事務所弁護士 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社社外監査役 平和不動産リート投資法人監督役員 株式会社リブセンス社外監査役

- (注) 1. 松井晴美氏、松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、石井祐輔氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、松井晴美氏、松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 松岡一臣氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の見識を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。
5. 大塚美幸氏は、企業経営者としてマーケティング及びサステナブル事業に関する相当程度の見識を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。
6. 片山典之氏は、弁護士として法務及びコンプライアンスに関する相当程度の見識を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。

当役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社（SFPホールディングス株式会社及びその子会社を除く）の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	215百万円 （2百万円）	206百万円 （2百万円）	4百万円 （－百万円）	5百万円 （－百万円）	7名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21百万円 （10百万円）	21百万円 （10百万円）	－百万円 （－百万円）	－百万円 （－百万円）	4名 （3名）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2025年5月28日開催の第28期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内とし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役1名）です。
3. 上記2. の報酬限度額とは別枠で、2022年5月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、または譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給すること、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年間100,000株以内、報酬の総額は年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2025年5月28日開催の第28期定時株主総会において、年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）は4名です。

② 報酬等の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という）を定め、2022年5月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について決議いただいたことに伴い、非金銭報酬に係る内容を決定方針に追記し、2025年5月28日開催の取締役会決議によって、対象となる取締役の範囲を改定しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下同じ）の個人別報酬等の内容の決定方針

- (1) 取締役の報酬は、固定的な基本報酬と業績によって支給額が変動する業績連動報酬により構成された金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬とする。
- (2) 金銭報酬の基本報酬部分については、役職毎の役割の大きさや責任の範囲を勘案して決定する。
- (3) 金銭報酬の業績連動報酬部分については、各取締役の各事業年度の業績目標として、調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く）及び取締役毎に定める職務を勘案して定める定量目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%の範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定する。
- (4) 取締役報酬のうち金銭報酬は毎月付与するものとする。
- (5) 非金銭報酬は取締役会が定めた一定期間後に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与等を目的に取締役就任後原則1回付与する。付与する譲渡制限付株式の額は、原則として取締役就任後1回のみ付与することを踏まえて、各取締役の役割の大きさや責任の範囲等を勘案して、金銭報酬とは別に決定する。
- (6) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定は、本方針の範囲内で代表取締役社長に一括して委任する。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役及び社外取締役により構成される任意の指名・報酬委員会において各取締役の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度等の評価をまとめた答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、経営効率を高め安定した財務体質を維持しつつ、持続的成長を達成するために、収益性の重要な経営指標（KPI）として調整後EBITDAを重視しており、業績連動報酬については、各取締役の各事業年度の業績目標として、調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く）及び取締役毎に定める職務を勘案して定める定量目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%の範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定しています。調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く）の算定式は以下のとおりです。

調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く）＝ 営業利益 ＋ その他の営業費用 － その他の営業収益（協賛金収入、雇用調整助成金、協力金及び賃料減免分等を除く）＋ 減価償却費 ＋ 非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザー費用等）－ IFRS第16号適用影響額

対象期間の調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く）の実績値は、標準値（業績連動報酬の発生が0の値）139.2億円、上限値167.0億円、下限値111.4億円に対して、125.1億円となりました。

④ 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長川井潤に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長川井潤は、任意の指名・報酬委員会より取締役の個人別の報酬等に関する答申を得ており、当該答申内容を踏まえて取締役の個人別の報酬等を決定しております。

（５）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松井晴美氏は、株式会社食楽代表取締役を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）松岡一臣氏は、松岡一臣公認会計士・税理士事務所所長、DREAMプライベートリート投資法人監督役員、株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役、株式会社ホビースtock社外監査役、社会福祉法人多摩同胞会社外理事、アキレス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社松岡経済経営研究所代表取締役を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大塚美幸氏は、株式会社and代表取締役を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）片山典之氏は、シティユーワ法律事務所弁護士、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社社外監査役、平和不動産リート投資法人監督役員、株式会社リブセンス社外監査役を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
松井 晴美	社外取締役	2025年5月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回に出席しており、多様な飲食店業態や食物販のコンセプト提案等を行う企業経営者としての豊富な経験と、調理師やソムリエ等の専門的な知見に基づき、当社の事業戦略や店舗開発、マーケティング施策等について、社外の客観的な視点から有益な助言・提言を適宜行っており、期待される役割を十分に果たしております。
松岡 一臣	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回に出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的な見識及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な発言を行う等、期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においても、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大塚 美幸	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回に出席しており、主にサステナブル事業やコーポレートコミュニケーション等に係るコンサルティングを行う企業経営者としての見識及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な発言を行う等、期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においても、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
片山 典之	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回に出席しており、主に弁護士としての専門的な見識及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な発言を行う等、期待される役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においても、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2025年5月28日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	95百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社のうちIl Fornaio(America)LLCは、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、情報提供サイトのサービス利用についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「役職員行動規則」及び「コンプライアンス組織・運営規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
- ② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理・税務統括チームリーダーは「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口（電子メール）による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
- ⑤ グループ監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的に開催する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「役職員行動規則」において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、総務部管掌役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

また、各部門のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスク管理を行い、リスクを統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告する。

- ② 不測の事態が発生した場合には、「緊急対策規程」に基づき、迅速に対応することとする。
- ③ グループ監査室は、グループ各社及び各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び総務部管掌役員に報告する。社長は必要に応じ、取締役会に報告する。
- ④ 各種リスクの管理状況については、総務部管掌役員が年に1度、取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、原則毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。
また、経営環境及び企業内部環境の変化に応じて経営計画の前提条件の見直しを行う。
- ② 当社取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
企業集団における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援等を実施する。
当社は、当社取締役出席のもとグループ各社社長が各社ごとに出席する定例会議を毎月1回開催し、また、当社取締役及びグループ各社社長が一堂に会する定例会議を四半期に1回開催することで、経営数値その他重要な情報について、定期的な報告を受ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」のとおり、グループ一体となった損失の危機管理体制を構築する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務執行の報告を受けるとともに、子会社の重要な決定については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行うこと等により、子会社の職務の執行の効率を確保する。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ各社の取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。
グループ各社に対する監査は、原則として子会社を対象として、別に定める「内部監査規程」に準じて実施する。内部監査報告書は社長に提出するものとする。また、監査の結果に基づいて、必要があれば社長は

グループ各社に対して指導または勧告を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、社長はグループ監査室を中心に人選を行い、その任に充てるものとする。

(7) 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員である取締役の指示に従い、監査等委員でない取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、並びにその報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会は当社及びグループ各社の取締役会その他の重要な経営会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から重要事項の報告を受ける。また、監査等委員会は、必要と判断する会議の議事録等について閲覧することができる。
- ② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生または発生のおそれがある場合は、当社及びグループ各社の担当取締役等は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。
- ③ 監査等委員会はいつでも必要に応じ、当社及びグループ各社の取締役等に対して報告を求めることができることとする。
- ④ 当社の内部通報制度の担当部署は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況について、報告を行うものとする。
- ⑤ 監査等委員会に報告を行った当社及びグループ各社の取締役等に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

(11) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない監査等委員である社外取締役3名が全14回に出席いたしました。その他、監査等委員会は14回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、グループ監査室、会計監査人との間で、意見交換、情報交換等の連携を図っております。
- ③ グループ監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や財務状況、今後の事業展開等を勘案した上で、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

また、内部留保資金につきましては、新規出店投資、人材育成及び内部管理体制強化のための設備投資等の原資とし、企業価値向上に努めてまいります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	27,340	【流動負債】	36,131
現金及び現金同等物	17,497	営業債務及びその他の債務	4,949
営業債権及びその他の債権	6,745	借入金	5,837
その他の金融資産	142	リース負債	11,319
棚卸資産	1,384	未払法人所得税	1,204
未収法人所得税	50	引当金	1,255
その他の流動資産	1,520	その他の流動負債	11,564
【非流動資産】	112,329	【非流動負債】	55,650
有形固定資産	63,438	借入金	15,208
のれん	25,755	リース負債	32,673
無形資産	9,111	退職給付に係る負債	959
投資不動産	511	引当金	4,597
その他の金融資産	9,900	繰延税金負債	1,743
繰延税金資産	3,490	その他の非流動負債	468
その他の非流動資産	120		
		負債合計	91,781
		【親会社の所有者に帰属する持分】	43,769
		資本金	50
		資本剰余金	25,005
		利益剰余金	17,129
		自己株式	△1,071
		その他の資本の構成要素	2,655
		【非支配持分】	4,118
		資本合計	47,888
資産合計	139,669	負債及び資本合計	139,669

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	165,449
売上原価	△48,689
売上総利益	116,760
販売費及び一般管理費	△107,255
その他の営業収益	1,010
その他の営業費用	△2,570
営業利益	7,944
金融収益	741
金融費用	△825
税引前当期利益	7,861
法人所得税費用	△2,643
当期利益	5,218
当期利益の帰属	4,677
親会社配持分	540
当期利益	5,218

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2025年3月1日 残高	50	24,893	14,229	△1,122
当期利益	—	—	4,677	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	4,677	—
配当金	—	—	△1,788	—
支配の喪失を伴わない連結子会社に対する所有者持分の変動	—	3	—	—
株式報酬取引	—	111	—	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	11	—
その他	—	△1	—	51
所有者との取引額等合計	—	112	△1,777	51
2026年2月28日 残高	50	25,005	17,129	△1,071

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素			合 計		
	在外営業活動体の換算差額	確定給付制度の再測定	合 計			
2025 年 3 月 1 日 残 高	2,117	－	2,117	40,167	3,821	43,989
当 期 利 益	－	－	－	4,677	540	5,218
そ の 他 の 包 括 利 益	537	11	549	549	3	552
当 期 包 括 利 益	537	11	549	5,226	544	5,770
配 当 金	－	－	－	△1,788	△252	△2,041
支配の喪失を伴わない連結子会社に対する所有者持分の変動	－	－	－	3	3	6
株 式 報 酬 取 引	－	－	－	111	－	111
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	△11	△11	－	－	－
そ の 他	－	－	－	50	1	51
所有者との取引額等合計	－	△11	△11	△1,624	△247	△1,872
2026 年 2 月 28 日 残 高	2,655	－	2,655	43,769	4,118	47,888

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という）に基づいて作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 26社
- ② 主要な連結子会社の名称
 - S F Pホールディングス株式会社
 - 株式会社クリエイト・レストランツ
 - 株式会社K Rフードサービス
 - 株式会社クリエイト・ダイニング
 - 株式会社いっちょう

なお、当連結会計年度における子会社の異動は以下のとおりです。

- ・株式会社狼煙の全株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。
- ・2025年12月1日付で、当社の連結子会社であった株式会社YUNARI及び株式会社狼煙は、連結子会社である株式会社一幻フードカンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、存続会社である株式会社一幻フードカンパニーは、株式会社クリエイト・ヌードルズへ商号変更しております。
- ・当社の連結子会社である株式会社グルメブランドカンパニーが株式会社Tecona Bagelの全株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の支配獲得日公正価値及び被取得企業の非支配持分の金額の総計が、支配獲得日における被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する額として計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産または処分グループ

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日当初に把握していたとしたら認識する金額の測定に影響を与えていたと判断される、取得日時点に存在していた事実と状況に関する情報を測定期間中に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益として認識しております。

(2) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、為替レートに著しい変動がある場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。

(3) 金融商品

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・ 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得または損失は、純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。認識を中止した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

(d) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産の公正価値の変動額は、減損利得または減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。なお、実効金利法を用いて算出した金利は、純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、各報告期間の末日において、当初認識以降、信用リスクが著しく増加しているかを評価し、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しております。この評価には、期日経過情報のほか、合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っております。そうでないものについては、報告期間の末日後12ヶ月の予想信用損失を見積っております。

但し、営業債権については、信用リスクの増加の有無に関わらず過去の信用損失に基づいて、当初から全期間の予想信用損失を認識しております。

償却原価で測定される金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

② 金融負債（デリバティブを除く）

（i）当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債については、公正価値からその取得に直接起因する取引費用を控除した金額で当初測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

（ii）事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、当期の純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

（iii）金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

⑤ デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定されます。

当社グループは、認識されている金融資産と金融負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定するため、先物為替予約を利用しております。また、変動金利借入金の金利変動のリスクを低減するため、金利スワップを締結しております。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計を適用しておりません。

（4）棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として、先入先出法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。

(5) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産項目として計上しております。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。他の全ての修繕及び維持に係る費用は、発生時に純損益として認識しております。

② 減価償却

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物	15～50年
・建物附属設備	3～17年
・構築物	10～50年
・機械及び装置	3～17年
・工具、器具及び備品	2～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用または処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めております。

(6) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを、移転された対価、取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の支配獲得日公正価値及び被取得企業の非支配持分の金額の総計が、支配獲得日における被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する額として計上しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、毎年度または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損テスト及び減損損失の測定については注記「2. 会計方針に関する事項 (9) 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

② 無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日時点の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できない無形資産以外の無形資産の償却費は、当初認識後、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・商標権 10～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、毎年度または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

③ 認識の中止

無形資産は、処分時、もしくは継続的な使用または処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めております。

(7) リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判断しております。

リース期間が12ヵ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。また、契約に含まれる変動リースについては、使用権資産及びリース負債を認識しておりません。

契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、短期リースまたは少額資産のリース及び変動リースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

(8) 投資不動産

投資不動産は、賃料収入またはキャピタル・ゲインもしくはその両方を得ることを目的として保有しております。

投資不動産は、取得に直接関連するコスト及び資産計上すべき借入コスト等を含めた取得原価で当初認識しております。当初認識後は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

投資不動産は、見積耐用年数（10～15年）にわたり定額法で減価償却を行っております。

投資不動産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(9) 非金融資産の減損

① 減損の判定

棚卸資産、繰延税金資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を各連結会計年度末に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値または処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小単位である資金生成単位に統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位グループに配分しております。のれんが配分される資金生成単位グループについては、のれんを内部管理目的で監視している最小単位としております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減損するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

② 減損の戻入れ

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(10) 売上収益

収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、フードコート、居酒屋、ディナータイプ等の業態による飲食サービスの提供を主な事業として営んでおり、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

(11) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループの一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度及び確定拠出制度を運営しております。

一部の連結子会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的義務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(12) 株式に基づく報酬

① 株式交付信託型ESOP

当社グループは、従業員に対して持分決済型の株式交付信託型ESOP制度を導入し、株式交付規程に基づきポイントを付与しております。ポイントの公正価値は付与日時点で測定しております。当該制度に関する従業員報酬費用は権利確定期間にわたって認識しております。

本制度が所有する当社株式については連結財政状態計算書及び連結持分変動計算書において自己株式として処理しております。また、本制度の資産及び負債並びに費用及び収益については連結財政状態計算

書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書に含めて計上しております。

② 譲渡制限付株式報酬

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の代表取締役社長に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは支払利息として認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

当社グループの連結計算書類において適用する重要性がある会計方針は、以下の新たに適用する基準を除き、前連結会計年度の連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第21号	外国為替レート変動の影響	通貨が他の通貨と交換できるかどうかの評価、並びに、交換できない場合に使用すべき為替レート及び提供すべき開示の決定における一貫したアプローチを明確化

上記基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

非金融資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	63,438百万円
のれん	25,755百万円
無形資産	9,111百万円
減損損失	1,685百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産について、資金生成単位を主に各店舗としており、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について、毎年度または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。

これらの回収可能価額は使用価値または処分コスト控除後の公正価値のどちらか高い方により測定しております。

これらの減損テストで使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会において承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎にして算定しております。割引率は各資金生成単位の加重平均資本コストを基礎に算定しております。

事業計画は複数の仮定に基づいて策定しております。売上収益については、直近の実績を基礎として、緩やかな成長傾向が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費について、直近では、原材料価格が高騰しているほか、人件費が上昇しており、これらの状況が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。

当社は、これらの減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、これらの減損損失を新たにもしくは追加計上する可能性があります。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

その他の金融資産（非流動）	3百万円
---------------	------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	78,653百万円
--------	-----------

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる最小単位として、主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。営業キャッシュ・フローがマイナス、または、資産の市場価値が帳簿価額より著しく下落している等、減損の兆候が認められる店舗について減損テストを行い、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

企業結合で生じたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、内部管理目的で監視しているレベルの資金生成単位グループに配分を行っており、毎年度または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値または処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しております。

以下の資産種類について減損損失を計上しており、連結損益計算書の「その他の営業費用」に計上しております。

(単位：百万円)

種 類	金 額
有形固定資産	1,679
のれん	—
無形資産	—
その他	5
合計	1,685

7. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	212,814,284株	212,814,284株	－株	425,628,568株

(注) 普通株式の増加212,814,284株は株式分割によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,387,100株	2,328,300株	111,400株	4,604,000株

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、「従業員向け株式交付信託型ESOP」が保有する当社株式3,416,400株が含まれております。

2. 普通株式の増加2,328,300株は、株式分割による増加2,326,300株、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,000株によるものであります。

3. 普通株式の減少111,400株は「従業員向け株式交付信託型ESOP」制度に基づく従業員への給付及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月18日 取締役会	普通株式	848	4.00	2025年2月28日	2025年5月14日
2025年10月14日 取締役会	普通株式	954	4.50	2025年8月31日	2025年11月13日

(注) 1. 2025年4月18日取締役会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円を含んでおります。

2. 2025年10月14日取締役会決議の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円を含んでおります。

3. 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年4月20日 取締役会	普通株式	954	利益剰余金	2.25	2026年2月28日	2026年5月13日

(注) 1. 2026年4月20日取締役会決議の配当金の総額には株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円を含んでおります。

2. 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当

該株式分割後の金額を記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長のため、負債と資本の最適化を通じて企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。当社が資本管理において用いる主な指標は、ネットD/Eレシオ、ネット有利子負債キャッシュ・フロー倍率であります。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、為替変動リスクまたは金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。当社グループの営業債権は、主としてクレジットカード会社及び商業施設に対するものであり、発生日の翌月に回収されます。

差入保証金については、主に店舗賃借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っており、内部規程に基づき、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。当該デリバティブ取引には、ヘッジ会計を適用せずに、公正価値の変動は全て純損益に認識しております。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金調達しておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

⑤ 為替リスク管理

当社グループは、飲食事業を中心に事業展開しており、外国為替相場の変動による原材料の価格高騰及び調達難に直面する可能性があります。

当社グループの原材料仕入は、主として日本国内の食品メーカー、商社等を通じて行っているため円建取引となっておりますが、為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

⑥ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が主に変動金利による借入金であるためであります。

こうした市場金利の変動による借入金利の変動リスクを減殺するため当社は当連結会計年度末残高2,646百万円の借入金と同額の金利スワップ契約を締結し、当該借入金について実質固定金利化を図っております。これらのデリバティブ取引の執行及び管理については、内部規程に基づき、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、当該デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用せずに、公正価値の変動は全て純損益に認識しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差 額
(1) 現金及び現金同等物	17,497	17,497	－
(2) 営業債権及びその他の債権	6,745	6,745	－
(3) その他の金融資産（差入保証金）	8,826	8,620	△206
(4) その他の金融資産（デリバティブ）	55	55	－
資産計	33,124	32,918	△206
(5) 営業債務及びその他の債務	4,949	4,949	－
(6) 借入金	21,045	21,033	△11
負債計	25,995	25,983	△11

(注) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債として、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(差入保証金)

想定した貸借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報はこの表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>					
その他の金融資産					
差入保証金 (注) 2	8,826	－	8,620	－	8,620
<金融負債>					
借入金	21,045	－	21,033	－	21,033

(注) 1. 当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振替はありません。
2. 帳簿価額は、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>					
経常的に公正価値測定される金融資産					
デリバティブ資産	55	－	55	－	55

(注) 当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振替はありません。

9. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社グループは、近畿その他の地域において、投資不動産を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
511	520

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として独立した不動産鑑定専門家による評価額に基づいており、割引キャッシュ・フロー法による評価額または観察可能な類似資産の市場取引価格等に基づいております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、飲食事業から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を以下のとおり分解しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
国内	139,410
海外	26,039
合計	165,449

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは飲食業を幅広く営んでおり、飲食店舗において、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

当社グループの一部の連結子会社において、飲食の支払いに充当できるポイントを付与するサービス等を実施しており、顧客に付与したポイントについては、履行義務として識別し、取引価格への配分を行い、契約負債として認識し、連結財政状態計算書上でその他の流動負債に含めて表示しております。当該契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、売上収益を認識しております。

また、当社グループの一部の連結子会社において、顧客にギフトカードを販売しており、当該ギフトカードについては、将来においてサービスを提供する履行義務を負うため、前受け金額を契約負債として認

識し、連結財政状態計算書上でその他の流動負債に含めて表示しております。当社グループが履行義務を充足した時点で当該契約負債の認識の中止及び売上収益の認識を実施しております。

収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、履行義務の充足時点にて支払いを受ける、または商業施設やクレジット会社等が別途定める支払条件により短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

変動対価を含む取引はありません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,495	6,268
契約負債	108	275

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において「営業債権及びその他の債権」に含まれております。なお、顧客との契約から生じた債権に対する減損損失はありません。

当社グループの一部の連結子会社において、飲食の支払いに充当できるポイントを付与するサービス等を実施しており、顧客に付与したポイントについては、履行義務として識別し、取引価格への配分を行い、契約負債として認識し、連結財政状態計算書上でその他の流動負債に含めて表示しております。

また、当社グループの一部の連結子会社において、顧客にギフトカードを販売しており、当該ギフトカードについては、将来においてサービスを提供する履行義務を負うため、前受け金額を契約負債として認識し、連結財政状態計算書上でその他の流動負債に含めて表示しております。当連結会計年度に認識した収益のうち、2025年2月28日現在の契約負債残高に含まれていた取引高は108百万円であります。

なお、当社グループにおいて契約資産はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

③ 契約コスト

当社グループにおいては、契約獲得または契約履行のためのコストから認識した資産はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 104円00銭
- (2) 基本的1株当たり当期利益 11円11銭
- (3) 希薄化後1株当たり当期利益 11円11銭

(注) 1. 「基本的1株当たり当期利益」の算定上、自己株式として計上されている「従業員向け株式交付信託型ESOP」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度3,474,552株)

2. 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益並びに希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

12. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

I. 株式会社狼煙の株式取得について

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	株式会社狼煙 (以下、「狼煙社」という。)
事業の内容	飲食店舗の運営等

(注) 2025年12月1日付で、狼煙社は、当社の連結子会社である株式会社クリエイト・ヌードルズを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 取得日

2025年5月1日

(3) 取得した議決権付資本持分の割合

100%

(4) 企業結合の主な理由

狼煙社は埼玉県さいたま市を拠点に、2007年の創業以来地域のお客様から絶大な支持を集める人気ブランドであるつけ麺店「狼煙」を中心に5店舗を展開しています。代名詞である濃厚魚介豚骨スープと自家製極太麺を用いた看板メニューの「つけめん」や、「まぜそば」「カレーつけめん」など、その独創性と品質の高さは広く認知され、大手グルメサイトが選出する東日本ラーメンのトップ100にも複数回選出されるなど、確固たるブランドの地位と実績を築いています。当社は、狼煙が長年かけて築き上げてきたこの強力なブランド価値と、独自の商品開発力を高く評価しております。今後、両社が互いに培ってきた事業運営の経験やノウハウを融合させることに加え、当社グループが有する物件開発の情報網や、多店舗展開を支える運営管理手法といった経営資源を共有することで、狼煙ブランドの持つポテンシャルを最大限に引き出し、更なる成長と発展を実現できるものと確信しており

ます。また、地域密着のブランドである狼煙が当社グループに加わることは、当社が注力する日常食としてのヌードルブランド事業の基盤を一層強化し、深みを増すことに繋がります。狼煙を次世代の中核を担うブランドの一つとして育成することにより、グループ全体のブランドポートフォリオの多様化と強化を図る戦略的な意義も有しています。さらに、グループ内でヌードルブランドユニットを構成する株式会社YUNARI社、株式会社一幻フードカンパニー社及び株式会社遊鶴社の3社と狼煙社の連携により、食材等仕入れの効率化、メニューの共同開発、店舗運営ノウハウの共有、人材交流の活性化、グループ内フランチャイズ展開の可能性など、事業運営のあらゆる面において多岐にわたるシナジーの創出が期待されます。

- (5) 被取得企業の支配を獲得した方法
現金を対価とする株式取得

2. 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金 額
支払対価の公正価値(現金)	252
合計	252
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	143
非流動資産	180
資産合計	323
流動負債	56
非流動負債	180
負債合計	237
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	86
のれん	166

当該企業結合に係る取得関連費用は35百万円であり、全て連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

のれんの主な内容は、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

3. 債権の公正価値

取得した営業債権の公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金 額
契約上の債権総額	0
営業債権の公正価値	0

4. 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金 額
取得により支出した現金及び現金同等物	252
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	△140
子会社株式の取得による支出	111

5. 業績に与える影響

取得日以降に被取得企業に生じた売上収益及び当期利益は影響が軽微のため記載を省略しております。

Ⅱ. 当社の連結子会社による株式会社Tecona Bagelの株式取得について

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	株式会社Tecona Bagel (以下、「TB社」という。)
事業の内容	飲食店舗の運営等

(注) 2026年4月1日付で、TB社は、当社の連結子会社である株式会社グルメプランズカンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 取得日

2026年2月1日

(3) 取得した議決権付資本持分の割合

100%

(注) 株式会社グルメプランズカンパニーが現金を対価としてTB社の議決権付株式を100%取得しました。

(4) 企業結合の主な理由

「テコナベーグル」は、小麦粉の配合や酵母を変え緻密に調整することで実現した「ふか」「もち」「むぎゅ」という3種類の食感の異なる生地に加え、独創的な具材を用いた50種類以上の多様な商品ラインナップを誇る日本を代表するベーグルブランドです。この唯一無二の商品力は幅広い顧客の嗜好に応えるものであり、同ブランドの強力な差別化要因となっております。

この独創性と品質の高さは広く認知され、大手グルメサイトが選出するベーカリートップ100にもベーグル専門店として国内最多の選出回数を誇るなど、確固たるブランドの地位と実績を築いています。また、レシピ本の出版や全国主要百貨店での催事出店を通じた高い知名度を背景に、代々木八幡の本店のみならず全国各地に熱狂的なファン層を有しております。

今般、当社グループにおいて高付加価値ベーカリー専門ブランドを担う中核会社の一つである株式会社グルメブランズカンパニー（以下、「GBC社」という。）が、本件の取得主体としてTB社を傘下に迎えることとなりました。本株式取得により、TB社の有する強力なブランドをポートフォリオに加えることで、ベーカリーブランドユニット（GBC社、株式会社サンジェルマン、株式会社レフボン）の価値を最大化するとともに、当社グループが有する豊富な物件情報と展開ノウハウを融合させることで「テコナベーグル」ブランドの成長を加速させ、グループ全体の企業価値向上に邁進してまいります。

（5）被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

2. 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

	金 額
支払対価の公正価値(現金)	398
合計	398
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	11
非流動資産	315
資産合計	327
流動負債	19
非流動負債	61
負債合計	81
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	245

のれん	153
-----	-----

当該企業結合に係る取得関連費用は27百万円であり、全て連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

のれんの主な内容は、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

3. 債権の公正価値

取得した営業債権の公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金 額
契約上の債権総額	4
営業債権の公正価値	4

4. 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金 額
取得により支出した現金及び現金同等物	398
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	△2
子会社株式の取得による支出	396

5. 業績に与える影響

取得日以降に被取得企業に生じた売上収益及び当期利益は影響が軽微のため記載を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、大阪市内にて「グリルRON」をはじめとした洋食店とトンテキ店の運営を行う株式会社ロンの全株式を取得し、連結子会社とすることを決議いたしました。また、2026年1月14日付で株式譲渡契約を締結し、当契約に基づき2026年3月1日付で株式の取得を完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	株式会社ロン
事業の内容	飲食店の経営（「グリルRON」「大阪トンテキ」等の運営）

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ロンは、大阪・梅田エリアを中心に、業歴42年と長年お客様に支持され続けている洋食店「グリル RON」や、分厚い豚肉をニンニクの効いた特製ソースで焼き上げた「大阪トンテキ」など10店舗を展開しております。

同社は、“お客様「感動・満足」経営”を掲げ、利便性の高い梅田の主要商業施設（阪急三番街、阪神梅田本店、大阪駅前ビル、ホワイティうめだ等）において、ビジネスパーソン、買い物顧客、近隣住民の方々などの多様なニーズに応える「味・ボリューム・スピード」を兼ね備えたメニューと高効率なオペレーションを提供し、当該エリアにおいて確固たるブランド認知と顧客基盤を築いております。当社グループが有する物件開発情報や運営管理手法等を活用することにより、株式会社ロンが築いてきたブランド価値の更なる向上を期待できるものと考えております。

また、本件の取り組みを通じて、日常食としての洋食カテゴリー事業の更なる深化、ネクストコアブランドの育成によるブランドポートフォリオの強化、さらにはグループ内フランチャイズ展開等のシナジーを創出し、当社グループの企業価値向上に繋がるものと判断し、同社の株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2026年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 取得する議決権比率

100.0%

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	887百万円
取得原価	887百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 77百万円

4. 発生したのれんの金額及び発生原因、取得日現在における取得資産及び引受負債の公正価値

取得資産及び引受負債の取得日の公正価値を算定中のため、現時点では確定しておりません。

(当社とSFPホールディングス株式会社の合併契約締結について)

当社（以下、「CRH社」という。）及びSFPホールディングス株式会社（以下、「SFPHD社」といい、CRH社と併せて「両社」という。）は、2026年4月14日開催の両社の取締役会において、CRH社を吸収合併存続会社、SFPHD社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を実施することを決議し、同日付で、両社間で合併契約（以下、「本合併契約」という。）を締結いたしました。

なお、本合併は、2026年5月21日開催予定のSFPHD社の定時株主総会において本合併契約の承認が得られることを条件として、2026年7月1日を効力発生日として行われる予定です。

1. 本合併の目的

CRH社は、1999年5月に創業し、グループミッション「わくわく無限大！個性いろいろ ともに創る驚きの未来。」を掲げ、連結子会社26社とともにサステナブルに成長する企業グループ（以下、「クリエイト・レストランツグループ」という。）として、国内外において豊かな食生活への貢献を目指して飲食事業に取り組んでいます。2025年4月には、2030年2月期までの5年間を対象とした「中期経営計画～グループ連邦経営 2.0～」を策定し、当該期間を「本質的な課題解決のための5年間」と位置付け、グループ戦略の核である「マルチブランド・マルチロケーション戦略」と「グループ連邦経営」をさらに進化させた、料理・サービス・立地を磨き上げる本質的価値の進化、シナジーのあるM&A、そして海外事業の拡大といった成長戦略の取り組みを進めております。

SFPHD社は、1984年4月に創業し、「時流を先見した<<こだわり>>の限りなき追求」を経営理念に掲

げ、トレンドに振り回されることなく、味へのこだわりが生む癒しの食空間をお客様に提供するべく、子会社であるＳＦＰダイニング株式会社、株式会社ジョー・スマイル及び株式会社クルークダイニングを通じて「磯丸水産」、「鳥良商店」、「五の五」等のブランドを創出し事業展開しております。2014年に東京証券取引所市場第二部へ上場、2019年の市場第一部への指定替えを経て、2022年に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部よりプライム市場に移行しております。

2013年4月にＣＲＨ社がＳＦＰＨＤ社（旧ＳＦＰダイニング株式会社）の株式を取得し連結子会社として以降、両社は双方が培ってきた経験やノウハウを互いに活用し、企業価値向上のために様々な取り組みを共同で実施してきました。特に2020年以降は、経理・人事等のコーポレート業務のシェアードサービス機能、購買企画機能、店舗設計施工企画機能のそれぞれを担う合併会社3社を相次いで設立し経営効率化を図っております。

現在、外食業界はコロナ禍からの回復期を経て、人手不足、原材料・エネルギー価格や建築コストの高騰、消費者嗜好の多様化による外食の選別といった構造的な課題に直面しております。特に居酒屋業界では、若年層のアルコール離れ、深夜帯ニーズの回復鈍化やブランドの淘汰といった環境変化への対応が急務となっております。また、上場子会社のガバナンスに関しては、構造上の利益相反のリスクとその対応策の強化を求める動きが高まっており、2019年6月の経済産業省による「グループ・ガバナンス・システムによる実務指針」の公表や、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの再改訂により、上場子会社のガバナンスの公平性や透明性について、様々な対応が求められることで、経済的・事務的な負担も増加しております。

こうした環境下において、両社が上場会社として独立した事業運営を行っている状況では、ＳＦＰＨＤ社の一般株主の利益を考慮した慎重な検討を要するなど、ＣＲＨ社として経営資源の投入に係る最適かつ迅速な意思決定が困難となっております。これまで以上に両社が有する人財、情報、ノウハウや資金といった経営資源を結集させ、クリエイト・レストランツグループ一丸となって激変する市場環境に機動的に対応し更なる成長を実現するためには、ＣＲＨ社とＳＦＰＨＤ社が合併し、両社の持株会社機能を統合した上で柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築することが最善の方法との考えに至り、2025年12月9日にＣＲＨ社からＳＦＰＨＤ社に対して本合併を提案いたしました。

これに対して、ＳＦＰＨＤ社は本提案を受領したことを踏まえ、本合併に関する具体的な検討を開始いたしました。ＳＦＰＨＤ社は、本合併の検討並びにＣＲＨ社との本合併に係る協議及び交渉を行うにあたって、ＣＲＨ社が、ＳＦＰＨＤ社株式の所有割合が58.92%に達するＳＦＰＨＤ社の親会社であり、本合併が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、本合併に係るＳＦＰＨＤ社の意思決定に慎重を期し、また、ＳＦＰＨＤ社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するための措置の一環として、ＣＲＨ社、ＳＦＰＨＤ社及

び本合併から独立した委員によって構成される特別委員会を本合併に係る諮問機関と位置付け、併せて外部専門家を起用する等の本合併を検討するための体制を構築いたしました。

その後、C R H社とS F P H D社は、各社において引き続き本合併に関する検討を進め、両社で協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、両社は本合併により、現行の資本関係では十分になし得なかった以下のような施策の実行及びシナジーの顕在化が想定できると判断いたしました。

(1) 持株会社機能の統合を通じた経営資源の効率化

S F P H D社の独立性維持の観点から推進が困難であったC R H社及びS F P H D社の持株会社機能を統合することで、重複する本社機能の集約や上場維持コストの削減、グループ内資金の機動的な運用といった経営資源の効率化が可能になると考えております。そして、これらの施策により創出される人財や資金の最適配置を通じて、既存ブランドの価値向上や新たなM & A等の成長戦略をより迅速かつ積極的に実行することができるものと考えております。

(2) 人的資本の活性化

S F P H D社の本社機能を担う人財に対して、従来の経営体制下では経験機会が限定的であった、国内外子会社の統括管理、海外事業、国際会計基準（I F R S）運用業務、国内外のM & A実行及びP M I業務など、より広範かつ多角的な実務に従事できる環境を整備することが可能となります。当該施策を通じて、従業員の専門性の向上と多角的なキャリアパスを支援すると同時に、クリエイト・レストランツグループの経営基盤の強化を図ることができるものと考えております。

(3) 経営資源の集約によるグループ連邦経営の更なる深化

C R H社とS F P H D社のみならず両社の子会社が有する情報、人財、ノウハウ等を集約することで、物件情報の一元化による新規出店の更なる推進、インバウンドを含む法人・団体客の獲得促進、公式アプリ等のデジタルマーケティングノウハウの共有、仕入れ共通化の更なる推進、外国籍従業員を含めた人財の採用・管理サポート体制の強化等の実行が可能になると考えております。さらに、C R H社及びC R H社の子会社が有するフードコート等の商業施設における出店実績・ノウハウ、地方都市及び海外における展開力、業態開発力並びに店舗運営ノウハウを活用し、S F P H D社の子会社が運営する「磯丸水産」等の独自性の高いブランドの新規出店拡大や既存店舗の収益力向上を推進していきます。これらの施策はC R H社の連結収益の向上に寄与するのみならず、クリエイト・レストランツグループ全体の持続的な成長、グループシナジーの最大化、及び「グループ連邦経営」の深化に資するものと考えております。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

定時株主総会基準日（S F P H D社）	2026年2月28日
取締役会決議日（両社）	2026年4月14日
契約締結日（両社）	2026年4月14日
定時株主総会決議日（S F P H D社）	2026年5月21日（予定）
最終売買日（S F P H D社）	2026年6月26日（予定）
上場廃止日（S F P H D社）	2026年6月29日（予定）
本合併の効力発生日	2026年7月1日（予定）

- (注) 1. C R H社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続により、株主総会の決議による本合併契約の承認を得ずに本合併を行う予定です。
2. 本合併の手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、本合併の日程は両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 本合併の方式

C R H社を吸収合併存続会社、S F P H D社を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。本合併は、C R H社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による本合併契約の承認を必要としない簡易合併の手続により、また、S F P H D社においては、2026年5月21日に開催予定の定時株主総会の決議による本合併契約の承認を受けた上で、2026年7月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	ＣＲＨ社 (吸収合併存続会社)	ＳＦＰＨＤ社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	3.2
本合併により交付する 株式数	ＣＲＨ社の普通株式：29,976,438株（予定）	

(注) 1. 本合併に係る割当比率（以下、「本合併比率」という。）

ＣＲＨ社は、ＳＦＰＨＤ社株式1株に対して、ＣＲＨ社株式3.2株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義する。）においてＣＲＨ社が保有するＳＦＰＨＤ社株式及びＳＦＰＨＤ社が保有する自己株式については、本合併による株式の割当ては行いません。また、上記表に記載の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議した上で、合意により変更することがあります。

2. 本合併により交付するＣＲＨ社株式の株式数：普通株式 29,976,438株（予定）

ＣＲＨ社は、本合併に際して、本合併の効力発生の直前時（以下、「基準時」という。）におけるＳＦＰＨＤ社の株主の皆様（ただし、ＣＲＨ社及びＳＦＰＨＤ社を除く。）に対して、その保有するＳＦＰＨＤ社株式に代えて、本合併比率に基づいて算出した数のＣＲＨ社株式を割当交付する予定です。本合併によりＣＲＨ社が交付する株式は、全て新たにＣＲＨ社株式を発行することを想定しております。

上記の交付株式数は、今後、ＳＦＰＨＤ社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にＳＦＰＨＤ社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、ＣＲＨ社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるＳＦＰＨＤ社の株主の皆様におかれましては、本合併の効力発生日以降、ＣＲＨ社の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、ＣＲＨ社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びＣＲＨ社の定款の規定に基づき、ＣＲＨ社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をＣＲＨ社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ＣＲＨ社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをＣＲＨ社に対して請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端株の取扱い

本合併に伴い、1株に満たない端数のＣＲＨ社株式を保有することとなるＳＦＰＨＤ社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします）に相当する数のＣＲＨ社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたし

ます。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

S F P H D社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 剰余金の配当に関する取扱い

両社は、C R H社が、2026年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、C R H社株式1株当たり2.25円を限度として剰余金の配当を行うことができること、S F P H D社が、2026年2月28日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、S F P H D社株式1株当たり14.0円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、当該場合を除いては、両社は、本日以降、本合併の効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本合併の当事会社の概要（2026年2月28日現在）

		吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1)	名称	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	S F Pホールディングス株式会社
(2)	所在地	東京都品川区東五反田五丁目10番18号	東京都世田谷区玉川二丁目24番7号 萩原第二ビル8階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川井 潤	代表取締役社長 佐藤 誠
(4)	事業内容	飲食店の経営	飲食店の経営
(5)	資本金	50百万円	49百万円

4. 会計処理の概要

本合併により、C R H社において、連結財政状態計算書に計上されている非支配持分が減少し、親会社の所有者に帰属する持分比率の増加が見込まれるとともに、連結損益計算書における非支配持分への利益の帰属がなくなる見込みですが、連結財務諸表への影響額は現時点では確定していません。

14. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	10,412	【流動負債】	13,055
現金及び預金	6,197	1年内返済予定長期借入金	5,762
関係会社売掛金	333	未払金	160
前払費用	150	関係会社未払金	2,969
関係会社短期貸付金	479	未払費用	139
未収入金	1,901	未払法人税等	567
関係会社未収入金	1,159	未払消費税等	53
その他	190	関係会社預り金	2,145
		株主優待引当金	969
		店舗閉鎖損失引当金	3
		資産除去債務	77
		その他	206
【固定資産】	55,158	【固定負債】	17,371
(有形固定資産)	6,017	長期借入金	15,177
建物	4,109	株式給付引当金	74
構築物	13	関係会社事業損失引当金	250
機械及び装置	1	資産除去債務	1,852
工具器具備品	689	その他	17
土地	1,143		
建設仮勘定	60		
(無形固定資産)	203	負 債 合 計	30,427
ソフトウェア	136		
その他	67	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	48,937	【株主資本】	35,143
関係会社株式	36,550	(資本金)	50
関係会社長期貸付金	8,775	(資本剰余金)	21,791
長期前払費用	77	資本準備金	12
繰延税金資産	1,130	その他資本剰余金	21,778
差入保証金	2,404	(利益剰余金)	14,373
		その他利益剰余金	14,373
		繰越利益剰余金	14,373
		(自己株式)	△1,071
資 産 合 計	65,570	純 資 産 合 計	35,143
		負 債 純 資 産 合 計	65,570

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 3 月 1 日から)
(2026年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		7,291
売 上 原 価		1,127
売 上 総 利 益		6,164
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,416
営 業 利 益		1,747
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	189	
受 取 配 当 金	662	
そ の 他	104	956
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	279	
そ の 他	22	302
経 常 利 益		2,401
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	573	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	4	579
特 別 損 失		
減 損 損 失	261	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	281	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	24	
そ の 他	18	586
税 引 前 当 期 純 利 益		2,395
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	683	
法 人 税 等 調 整 額	△116	567
当 期 純 利 益		1,828

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
2025年3月1日 残高	50	12	21,773	21,786	14,348	14,348	△1,122	35,062	35,062
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,803	△1,803	-	△1,803	△1,803
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,828	1,828	-	1,828	1,828
自 己 株 式 の 処 分	-	-	4	4	-	-	51	56	56
事業年度中の変動額合計	-	-	4	4	24	24	51	80	80
2026年2月28日 残高	50	12	21,778	21,791	14,373	14,373	△1,071	35,143	35,143

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 有価証券
子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② 棚卸資産
原材料 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法） |
| ③ デリバティブ | 時価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----|--------|--------|-------|-----|--------|--------|-------|
| ① 有形固定資産 | <p>定率法を採用しております。</p> <p>ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"><tr><td>建物</td><td>15～50年</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>3～17年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>10～50年</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>2～10年</td></tr></table> | 建物 | 15～50年 | 建物附属設備 | 3～17年 | 構築物 | 10～50年 | 工具器具備品 | 2～10年 |
| 建物 | 15～50年 | | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 3～17年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 10～50年 | | | | | | | | |
| 工具器具備品 | 2～10年 | | | | | | | | |
| ② 無形固定資産 | <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> | | | | | | | | |
| ③ 投資その他の資産
長期前払費用 | <p>定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は5年であります。</p> <p>ただし、契約期間の定めがあるものについては、その契約期間に基づく定額法によっております。</p> | | | | | | | | |

(3) 引当金の計上基準

① 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

② 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖による損失に備えて、翌事業年度以降に閉鎖が見込まれる店舗について、損失見積額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社従業員への当社株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約については繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…変動金利の借入金、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来の為替変動及び金利変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、予約取引と同一通貨、同一金額、同一期日の為替予約を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に顧客である子会社に対して、商標使用許諾、経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理、食材販売等を行っております。

商標使用許諾取引は、契約期間における商標等の使用許諾が主な履行義務であり、使用許諾期間が経過するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理に係る取引は、契約内容に応じた経営指導や管理業務、店舗資産管理等のサービスを提供することが主な履行義務であり、サービスを提供するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

食材販売取引は、顧客から注文された食材等を手配することが主な履行義務であり、顧客に食材等が引き渡された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で、代理人取引として手数料の額を収益認識しております。

なお、いずれの取引も、取引対価は、サービス提供後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税、事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（1）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 6,017百万円

減損損失 261百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、有形固定資産について、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を主に各店舗としております。減損の兆候があり、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。なお、店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しております。

使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎にして算定しております。割引率は各資金生成単位の加重平均資本コストを基礎に算定しております。

事業計画は複数の仮定に基づいて策定しております。売上収益については、直近の実績を基礎として、緩やかな成長傾向が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費について、直近では、原材料価格が高騰しているほか、人件費が上昇しており、これらの状況が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。

当社グループは、これらの減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、これらの減損損失を新たにもしくは追加計上する可能性があります。

（2）関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 36,550百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における関係会社株式の評価に当たっては、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下した場合に相当の減額を行い当事業年度の損失として処理しております。なお、超過収益力等を反映して、1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社株式を取得している場合には、超過収益力等を加

味した株式の実質価額と帳簿価額を比較し、減額処理するか否かを判定しております。

超過収益力は、株式取得時に策定した事業計画の達成状況や取締役会において承認された将来の事業計画を考慮の上、株式取得時に見込んだ超過収益力の減少の有無や程度を判断しております。

事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、緩やかな成長傾向が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費について、直近では、原材料価格が高騰しているほか、人件費が上昇しており、これらの状況が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。

当社は、これらの関係会社株式の評価における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、関係会社株式評価損を新たにもしくは追加計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,330百万円
(2) 保証債務	
関係会社の支払に対する信用状の発行による保証	
Create Restaurants NY Inc.	331百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,073百万円
販売費及び一般管理費	537百万円
営業取引以外の取引	1,735百万円
(2) 関係会社株式売却益	
当社連結子会社である株式会社クリエイト・ダイニング株式、株式会社K Rフードサービス株式の売却に係るものです。	
(3) 関係会社株式売却損	
当社連結子会社である株式会社いっちょう株式の売却に係るものです。	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	4,604,000株
------	------------

(注) 当事業年度末の自己株式には、実務対応報告第30号に従い「従業員向け株式交付信託型ESOP」が保有する当社株式3,416,400株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		50百万円
株主優待引当金		335百万円
長期前受収益		6百万円
資産除去債務		682百万円
減損損失		300百万円
関係会社株式評価損		575百万円
関係会社事業損失引当金		88百万円
減価償却費		7百万円
株式給付引当金		26百万円
株式給付信託		67百万円
その他		25百万円
繰延税金資産	小計	2,166百万円
評価性引当額		△664百万円
繰延税金資産	合計	1,502百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△175百万円
関係会社長期貸付金に係る為替差益		△196百万円
繰延税金負債 (△) 合計		△371百万円
繰延税金資産・負債 (△) の純額		1,130百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の34.6%から35.4%になります。この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の 名称	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）		関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	株 式 会 社 クリエイト・レストランズ	9百万円	飲食店 の経営	所有 直接	100.0	資金の貸借 役員の兼任 経営指導 業務受託	経営指導料等の受取 （注2）	1,703	関 係 会 社 売 掛 金	198
							営業設備の 賃貸（注3）	1,466		
							店舗売上金等 の 収 納	34,447	関 係 会 社 未 払 金	2,394
							店舗経費等 の 支 払	8,140	関 係 会 社 未 収 入 金	839
							C M S 取引 （注4）	177	関 係 会 社 預 り 金	1,302
							資金の貸付 （△は回収） （注8）	△600	関 係 会 社 長期貸付金	3,300
							利息の受取 （注1）	42	—	—
	株 式 会 社 グルメフランスカンパニー	10百万円	飲食店 の経営	所有 直接	100.0	役員の兼任 経営指導 業務受託	店舗売上金等 の 収 納	820	関 係 会 社 未 払 金	61
	株 式 会 社 クリエイト・ダイニング	9百万円	飲食店 の経営	所有 直接	100.0	役員の兼任 経営指導 業務受託	経営指導料等の受取 （注2）	1,174	関 係 会 社 売 掛 金	60
							店舗売上金等 の 収 納	4,170	関 係 会 社 未 払 金	270
							店舗経費等 の 支 払	1,584	関 係 会 社 未 収 入 金	142
							C M S 取引 （注4）	55	関 係 会 社 預 り 金	250
							関 係 会 社 株式売却（注5）	700	—	—
							関 係 会 社 株式売却益	531	—	—
	株 式 会 社 KRフードサービス	7百万円	飲食店 の経営	所有 直接	100.0	資金の貸付 役員の兼任 経営指導	経営指導料等の受取 （注2）	666	関 係 会 社 売 掛 金	—
							資金の貸付 （△は回収）（注8）	—	関 係 会 社 長期貸付金	1,460
							利息の受取 （注1）	17	—	—
							関 係 会 社 株式売却（注6）	500	—	—
							関 係 会 社 株式売却益	42	—	—

属性	会社等の 名称	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）	
子会社	株 式 会 社 い っ ち ょ う	9百万円	飲食店 の経営	所有 直接	100.0	資金の貸付 役員の兼任 経営指導	経営指導料等の受取 （注2）	1,026	関係会社 売掛金	31
							資金の貸付 （△は回収）（注8）	—	関係会社 短期貸付金	200
							利息の受取 （注1）	1	—	—
							関係会社 株式の売却（注5）	500	—	—
							関係会社 株式売却損	281	—	—
	株 式 会 社 サンジェルマン	9百万円	飲食物製造 販売	所有 直接	100.0	資金の貸付 経営指導	資金の貸付 （△は回収）（注6）	—	関係会社 長期貸付金	1,800
							利息の受取 （注1）	21	—	—
							Create Restaurants NY Inc.	1 US\$	資産管理	所有 直接
利息の受取 （注1）	101	流動資産 その他	33							

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金及び借入金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営指導料等については、双方協議の上、合理的に決定しております。
3. 営業設備の賃貸料については、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
4. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）取引については、グループ企業の資金を一元管理するものです。取引金額については、期中における平均残高より算出しています。
5. 関係会社株式の売却価格は直近決算日を基準とする時価純資産方式に基づき決定しております。
6. 関係会社株式の売却価格については、双方協議の上合理的に決定しております。
7. 上記取引以外に子会社に対する関係会社事業損失引当金繰入額24百万円を計上しております。
- なお、子会社に対する引当金の当事業年度末残高は、関係会社事業損失引当金250百万円であります。
8. 資金の貸付及び回収の取引金額は純額表示しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 83円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円34銭 |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」の算定上、実務対応報告第30号に従い、株主資本において自己株式として計上されている「従業員向け株式交付信託型ESOP」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度3,474,552株)
2. 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、大阪市内にて「グリルRON」をはじめとした洋食店とトンテキ店の運営を行う株式会社ロンの全株式を取得し、連結子会社とすることを決議いたしました。また、2026年1月14日付で株式譲渡契約を締結し、当契約に基づき2026年3月1日付で株式の取得を完了いたしました。

詳細につきましては、連結注記表「13.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

(当社とSFPホールディングス株式会社の合併契約締結について)

当社(以下、「CRH社」という。)及びSFPホールディングス株式会社(以下、「SFPHD社」といい、CRH社と併せて「両社」という。)は、2026年4月14日開催の両社の取締役会において、CRH社を吸収合併存続会社、SFPHD社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)を実施することを決議し、同

日付で、両社間で合併契約(以下、「本合併契約」という。)を締結いたしました。

詳細につきましては、連結注記表「13.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

なお、本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等 会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

12. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 袋 信 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記」における（当社とSFPホールディングス株式会社の合併契約締結について）に記載されているとおり、会社は、2026年4月14日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、SFPホールディングス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、同日付で、両社間で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 清水 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 島 袋 信 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」における（当社とSFPホールディングス株式会社の合併契約締結について）に記載されているとおり、会社は、2026年4月14日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、SFPホールディングス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、同日付で、両社間で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
監査等委員会

常勤監査等委員（取締役）	石 井	祐 輔 ㊞
監査等委員（社外取締役）	松 岡	一 臣 ㊞
監査等委員（社外取締役）	大 塚	美 幸 ㊞
監査等委員（社外取締役）	片 山	典 之 ㊞

（注）監査等委員松岡一臣、大塚美幸及び片山典之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上